

合法性・持続可能性の証明に係る会員認定実施要領

一般社団法人 東京都森林協会
平成29年10月2日

第一 目的

本実施要領は、当協会が平成29年10月2日に制定した「違法伐採対策に関する自主的行動規範(以下「行動規範」という。)で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る会員認定実施要領」(以下「実施要領」という。)の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法により、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする森林組合等の事業者(以下「認定事業者」という。)は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

第三 事業者認定申請書の提出と審査

本実施要領に基づく認定を受けようとする森林組合等事業者は、別記1で定める「会員認定申請書」を当協会へ提出しなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当協会は、本実施要領に基づく事業者の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会の運営に関する事項は、別途定めることとする。
- 3 当協会は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げ要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ①合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)とそれ以外の木材・木材製品(以下「非証明材」という。)を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ②入出荷、加工、保管の各段階において証明材と非証明材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(書類管理)

- ①証明材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ②関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ①本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 当協会は、認定事業者に対して、別記2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業体として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明書の発行

- 1 認定事業体は、証明材の出荷に当たって、証明書を作成し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 証明書の様式は、別記3で定める「合法性・持続可能性証明書」、又は既存の納品書等に別記3と同等の事項を追加記載することで証明書に代えることができるものとする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業体は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」により、証明材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年5月末までに当協会へ報告する。
- 2 当協会は、認定事業体からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

当協会は、必要に応じて、認定事業体による証明材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業体は、当協会から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当協会に協力しなければならない。

第十 認定事業体の取り消し

- 1 当協会は、認定事業体が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。
 - ①証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ②認定事業体から認定の取消申請があったとき。
- 2 当協会は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定事業体に送付するものとする。

附則 この実施要領は、平成29年10月2日から施工する。